

石橋委員の提出資料

電障対策共聴施設について

(第36回地上デジタル放送推進に関する検討委員会)

(社)日本ケーブルテレビ連盟

石橋 庸敏

1. ケーブルテレビ事業者が当該施設を取り込んでいる場合
 - 1) 原因者とケーブルテレビ事業者の契約に、
 - (1) ケーブルテレビ事業者による維持管理が『20年間』と明記されている場合
 - (2) 維持管理期間が『永年』と明記されている場合
 - (3) 維持管理期間が『アナログ放送終了まで』と明記されている場合
 - (4) 維持管理期間が『テレビ電波受信障害が解消されるまで』と明記されている場合
 - (5) 上記のいずれも明記がない場合
 - 2) 施設内居住者（視聴者）が、原因者とケーブルテレビ事業者の契約による電障施設であることを認知している場合
 - 3) 施設内居住者（視聴者）が、原因者とケーブルテレビ事業者の契約による電障施設であることを認知していない場合
 - 4) 原因者が契約時の原因者と変更になっている場合
 - 5) 原因者を特定できない場合（原因者不明）

2. ケーブルテレビ事業者が共聴施設管理組合から譲り受けた場合
 - 1) 維持管理期間について契約に明記がある場合
 - 2) 『アナログ終了まで』と明記されている場合
 - 3) 維持管理期間の明記がない場合
 - 4) 管理組合組織が解散している場合

3. ケーブルテレビ事業者に取り込まれていない場合
 - 1) 原因者と居住者（組合）間で契約がある場合
 - 2) 上記1)の契約がない場合
 - 3) 原因者を特定できない場合（原因者不明）

以上